

介護保険事業計画の見直しにあたり、制度の改善・充実を求める意見書

来年度からの第2期事業運営期間の開始に向け、いま全国の区市町村では、介護保険事業計画の見直し作業が行われている。この見直しを契機にして、介護保険制度そのものの改善と充実を願わずにはいられない。

介護保険制度実施から2年半余が経過しようとしているが、制度のもつ欠陥は明瞭である。その第一は、高すぎる保険料、利用料のために、希望する介護サービスが受けられない高齢者が数多く存在することである。東京都内の区市町村の9割以上が、保険料、利用料負担について、なんらかの軽減措置を独自に設けていることに、事態の深刻さが象徴されている。高齢者と直接に接する区市町村は、「高すぎる保険料、利用料をなんとかしてほしい」という高齢者の切実な要求がわかるだけに、厳しい財政状況のもとでも、負担軽減措置を実施しているのである。こうした状況があるのに、新たな保険料の設定にあたり、厚生労働省が、保険料値上げを全国の自治体に指導しているのは重大である。

また、保険料はきちんと支払っているのに、介護基盤の整備が進まず、必要な介護サービスが受けられない事態も、一刻も早く解決しなければならない問題である。たとえば東京全体の特別養護老人ホーム待機者は、25,000人以上に及び、介護保険実施前の2.6倍に急増している。介護基盤整備は急務である。

よって、本市議会は、希望するだれもが安心して介護サービスが受けられるようにするため、政府に対して以下の内容での制度の改善・充実を要求するものである。

- 1 介護保険費用の中での国の負担割合を拡大し、介護保険料と利用料の抑制と引き下げに、国が進んで取り組むこと。
- 2 介護保険料と利用料の減免制度を国の恒久的な制度として確立すること。低所得者の訪問介護サービス利用料の負担を3%に軽減する「特別対策」を継続すること。
- 3 特別養護老人ホームをはじめ介護サービス基盤の整備に全力をあげること。
- 4 ホームヘルパーなど福祉・介護労働者の労働条件の改善のため、介護報酬を見直し、適正に引き上げること。
- 5 要介護認定を高齢者の生活実態に見合ったものに改善すること。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成14年12月19日

三鷹市議会議長 吉野博明